

全住協第53号  
令和4年5月13日

会 員 各 位

一般社団法人 全国住宅産業協会  
事務局 長 米 山 篤 史

### 宅地建物取引業法施行令等の一部改正について

国土交通省から標記についての周知依頼がありましたのでお知らせします。詳細は別添資料をご参照ください。

#### 記

1. 概 要 重要事項説明書などの書面を電磁的方法で交付すること等ができる。
2. 施 行 日 令和4年5月18日
3. 通知等資料 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う宅地建物取引業法施行令等及び宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方の一部改正について(令和4年4月27日国不動第15号)
  - ①(別紙1)宅地建物取引業法施行令(抄)
  - ②(別紙2)宅地建物取引業法施行規則及び高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令
  - ③(別紙3)宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する命令
  - ④(別紙4)標準媒介契約約款の一部改正
  - ⑤(別紙5)宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方 新旧対照条文
  - ⑥(別紙6)重要事項説明書 新旧※①から⑥は全住協HPにも掲載。
4. 参 考 H P (1)不動産取引時の書面が電子書面で提供できるようになります(国交省HP)  
[https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo16\\_hh\\_000001\\_00036.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo16_hh_000001_00036.html)  
(2)「宅地建物取引業法施行令及び高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令の一部を改正する政令」等を閣議決定(国交省HP)  
[https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1\\_6\\_bt\\_000268.html#saikin](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000268.html#saikin)  
(3)宅地建物取引業法法令改正・解釈について(国交省HP)  
[https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1\\_6\\_bt\\_000268.html#saikin](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000268.html#saikin)
5. 問 合 せ 先 (一社)全国住宅産業協会 担当:原田  
TEL 03-3511-0611

以 上